

居宅介護支援事業所 ハーモニー 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 「医療法人成慶会」が開設する居宅介護支援事業所 ハーモニー(以下「居宅介護支援事業所 ハーモニー」という。)が行う指定介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者等(以下、「要介護者等」という)に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所 ハーモニー
- (2) 所在地 埼玉県加須市本町6番33号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 1名(介護支援専門員兼務)

管理者は、事業所の従業員の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援業務を行うものとする。

- (2)介護支援専門員 1名以上

指定居宅介護支援の提供に当たる。

一定の ICT(AI を含む)の活用、または事務職員の配置を行う。

- 2 介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じ自立した生活を営むことができるように援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日

定休日 土曜日及び日曜日

夏季休暇8月13日から8月15日、

年末年始休暇12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

(3) 連絡体制 電話等により、営業時間内常時連絡が取れる体制をと

る。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第 6 条 居宅介護支援の提供方法、内容は次の通りとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(1) 相談の場所 居宅介護支援事業所 ハーモニー

(必要に応じて居宅訪問を実施)

(2) 課題分析の種類 当事業所独自方式

(3) サービス担当者会議の開催場所 居宅介護支援事業所 ハーモニー

(必要に応じて居宅)

(4) 居宅訪問の頻度 月1回(その他必要に応じて)

(5) モニタリングの結果記録 月1回以上

(6) 複数の事業所を説明する。ケアプラン作成している事業所の割合も説明す

る。

必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する。

(7) 医療との連携

必要に応じて主治医への情報提供、入院、退院、通院等の連携を図る。

『人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン』等の内容に沿った取り組みを行う。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、加須市・久喜市・羽生市の地域とする。

2 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から 10 キロ未満 100 円

(2)通常の事業の実施地域を越えた地点から 10 キロ以上 150 円

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第 8 条 指定居宅介護支援の提供中に、利用者の病状の急変、事故、その他緊急事態が生じたときは、速やかに市町村、主治医、家族に連絡する等の措置を講ずるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情相談対応)

第 9 条 事業者は、苦情・相談に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅介護サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の苦情、相談、要望等に対して、迅速かつ適切に対応する。

- 2 苦情相談専用電話を設置する。 0480-48-7516

(個人情報の保護)

第 10 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める。

(感染症に関する事項)

第 12 条 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等取り組む。

(ハラスメントに関する事項)

第 13 条 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組む。

(BCP 災害に関する事項)

第 14 条 災害発生時で、事業が継続できる場合には、可能な範囲で個別訪問等による早期の状態把握を通じ、居宅サービスの実施状況の把握を行い、被災生活により状態の悪化が懸念される利用者に対して、必要な支援が提供されるよう、地域の関係機関との連絡調整を行う。避難先でも同等とする。

災害発生時で、事業が継続できない場合には、他の関係機関との検討・調整した対応を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

(ア)採用時研修 採用後 2ヶ月以内

(イ)定期研修 年 2回以上

- 2 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべ旨を、従業員との雇用契約の内容に含めるものとする。
- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、「医療法人社団 成慶会」理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成28年 2月 1日より施行する。

この規程は、平成29年 3月10日に改定する。

この規程は、平成29年 8月10日に改定する。

この規程は、令和 3年 4月 1日に改定する。